

文教警察企業常任委員会会議録

平成30年4月26日

場 所 第3委員会室

平成30年 4 月 26 日 (木曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・宮崎県生涯読書活動推進計画の素案について

出席委員 (7 人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	関 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警務部参事官兼 会計課長	福 栄 芳 政
警務部参事官兼 警務課長	藤 川 寿 治

生活安全部参事官兼
生活安全企画課長

児 島 孝 思

総 務 課 長

三 原 健

少 年 課 長

今 村 洋 一

生 活 環 境 課 長

上 平 賢 一

交 通 規 制 課 長

日 高 靖 和

運 転 免 許 課 長

日 高 好 章

企業局

企 業 局 長

関 師 雄 一

副 局 長
(総 括)

佐 野 詔 藏

副 局 長
(技 術)

土 屋 喜 弘

技 監

喜 田 勝 彦

総 務 課 長

奥 浩 一

経 営 企 画 監

新 穂 浩 一

工 務 課 長

平 松 信 一

電 気 課 長

森 本 誠 二

施 設 管 理 課 長

山 下 正 次

総 合 制 御 課 長

上 石 浩

教育委員会

教 育 長

四 本 孝

副 教 育 長

武 田 宗 仁

教 育 次 長
(教育政策担当)

吉 田 郷 志

教 育 次 長
(教育振興担当)

金 子 文 雄

教 育 政 策 課 長

中 嶋 亮

財 務 福 利 課 長

柚 木 崎 誠 一 朗

育 英 資 金 室 長

重 盛 俊 郎

高 校 教 育 課 長

川 越 淳 一

義 務 教 育 課 長

黒 木 貴

特 別 支 援 教 育 課 長

酒 井 裕 市

教 職 員 課 長

黒 木 健 一

生涯学習課長	後藤克文
スポーツ振興課長	萩尾英司
高校総体推進課長	米丸麻貴生
文化財課長	谷口武範
人権同和教育課長	鎌田剛史
図書館長	金子洋士
美術副館長	加塩美昭
総合博物館長	黒木義博

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲斐健一
議事課主任主事	石山敬祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてですが、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部の入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、おおむね10分程度の休憩を設けることといたしたいと思っておりますけれども、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をい

たします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となりました。

私は、このたび委員長に選任をされました、宮崎市選出の渡辺でございます。

一言御挨拶申し上げます。

個人的には2年ぶり、2回目の文教の委員長となりました。その際も大変お世話になりました皆さんもいらっしゃいますが、県民の皆さんの暮らしの安全と安心を守るために、極めて重要な役割を背負っていらっしゃると思いますので、県議会の担当委員会といたしましても、そこに資するような委員会運営をしてまいりたいと思っておりますので、どうか1年間よろしく願いいたします。

それでは、委員の皆様を御紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

向かって右側となります、延岡市選出の河野委員でございます。

児湯郡選出の函師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

こちら側になりますが、正書記の石山主任主事でございます。

反対側になります、副書記の甲斐主査でございます。

それでは、次に、本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部長の郷治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

渡辺委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、文教警察企業常任委員会委員として御就任、まことにおめでとうございます。

また、かねてから警察の運営に関しまして、深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、警察は運営方針であります、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を実現するために、県民の皆様が安全で安心して暮らせる宮崎を実現するために、組織一丸となって努力してまいる所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御協力、御支援、御指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、年度初めの常任委員会で、執行部の職員に変更がありましたので、私から執行部の紹介を行いました後に、宮崎県警察の組織について、平成30年度歳出予算についての2項目につきまして、警務部長から報告させます。

それでは、資料1をごらんください。

執行部名簿のとおり、掲載順に御紹介いたします。

警務部長の大塚警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の中川警視正でございます。

生活安全部長の河野警視正でございます。

刑事部長の鬼塚警視正でございます。

交通部長の廣澤警視正でございます。

警備部長の谷口警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の福栄警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の藤川警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の児島警視でございます。

総務課長の三原警視でございます。

少年課長の今村警視でございます。

生活環境課長の上平警視でございます。

交通規制課長の日高靖和警視でございます。

運転免許課長の日高好章警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○大塚警務部長 県警察の組織について御説明いたします。

お手元に配付しております資料2の宮崎県警察の組織についてをごらんください。

県警察は宮崎県公安委員会の管理のもと、警察本部に5部26課1所4隊を置き、警察学校を附置しております。

また、県下に13警察署、交番及び駐在所等170施設を設置しております。

各部の所掌事務であります。警務部は、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部は、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部は、殺人、窃盗、詐欺等犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取り締まり等組織犯罪対策及び犯罪鑑識、科学捜査に関することなどを、交通部は、交通安全対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許

に関する事などを、警備部は、不法滞在等の警備犯罪の取り締まりや災害対策、警衛及び警護に関する事などを担当しております。

職員の定員につきましては、平成30年4月1日現在、警察官2,034人、一般職員321人、合計2,355人となっております。

なお、本年3月の組織改編におきまして、高齢者講習や認知機能検査など、高齢運転者対策の強化を図るため、交通部運転免許課に高齢運転者支援係を新設したほか、相談や検挙件数が増加傾向にあるサイバー犯罪への対処能力のさらなる強化を図るため、生活安全部サイバー犯罪対策課への増員配置、DV・ストーカー事案等、人身安全関連事案対策の強化を図るため、取り扱い件数が最も多い、宮崎北警察署生活安全課への増員配置、DNA型鑑定業務の強化を図るため、刑事部科学捜査研究所への増員配置などを行っております。

今後とも、組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き、御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、警察本部の平成30年度歳出予算の概要等につきまして御説明いたします。

県警察では、平成30年の運営方針を「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」とし、運営重点として、総合的な犯罪抑止対策の推進等の7項目を挙げておりますが、歳出予算は、この運営重点を柱とした各種施策を実行するための事業費と治安維持に必要な経費を措置しております。

それでは、お手元にお配りしております資料3、平成30年度歳出予算についてをごらんください。

最初に、資料の1の平成30年度歳出予算の概

要について御説明いたします。

警察本部の平成30年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、267億1,337万円であります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、退職手当が減ったことなどにより6億7,226万円の減額、人件費以外の物件費につきましては、えびの警察署の建設工事が完了したことなどから、8億8,527万9,000円の減額となり、総額では15億5,753万9,000円の減額、率にしますと対前年度比5.5%の減となっております。

次に、2の主な事業について御説明いたします。

なお、それぞれの事業名の頭に㊦と表示しておりますが、㊦とは平成30年度の新規事業、頭に何も表示していないものは、既存の事業であります。

それでは、平成30年度の主な事業を順番に御説明いたしますので、次のページの資料をごらんください。

まず、資料3-1の科学捜査力維持のための鑑定機器整備事業であります。

事業の目的につきましては、複雑・多様化する犯罪情勢に対処していくためには、高度な科学技術や高性能鑑定機材を駆使して、犯罪現場に残された微細・微量な資料を正確かつ迅速に採取・鑑定し、捜査に的確に反映させることが極めて重要であります。しかしながら、鑑定や分析に使用する機器は、導入から相当期間が経過しており、メーカーサポートの終了や経年による機器のふぐあい等により、新たな機器を導入しなければ、今後、警察で行う捜査全般に多大な影響を及ぼす可能性があります。

そこで、鑑定機器を更新整備して、現在の水

準を維持することにより、捜査のニーズに早期に
応えて、県民の安全・安心な生活を確保する
ものであります。

事業の概要としましては、1つ目は、DNA
型鑑定の最重要解析装置でありますフラグメン
トアナライザーを更新整備するものであります。

これまで、平成17年、22年、27年に国費で4
台、平成19年に県費で1台、計5台を整備して
いますが、このうち平成17年から22年にかけて
整備した機器4台は、平成31年3月末をもって、
メーカーサポートが完全に終了しますことから、
新しい機器をリースで2台導入し、3台体制で
鑑定業務を行うこととしております。

2つ目は、覚せい剤や大麻などの薬物鑑定、
農薬などの毒物鑑定の主要機器であります、ガ
スクロマトグラフ質量分析装置を更新整備する
ものであります。

これまで、平成21年に国費で2台、平成22年
に県費で2台、合計4台を整備しております。

県費整備の装置は、平成27年度にリース終了
後、リース更新を重ねてきましたが、鑑定の途
中で機器の動作が停止するといったふぐあい
が生じるなど、鑑定業務に支障を来しており、
今後もふぐあい箇所の増加が懸念されます。

また、国費整備の装置は、平成29年をもつて
保守部品が供給停止となっております。そこで、
新しい機器2台をリースで導入し、鑑定業務を
行うものであります。

なお、フラグメントアナライザー及びガスク
ロマトグラフ質量分析装置については、平成30
年度以降、警察庁から宮崎県警察に対する国費
による整備計画はございません。

事業の効果としましては、これらの鑑定機器
を更新整備して、鑑定体制を維持することによ
り、迅速な捜査支援が可能になり、事件の早期

解決が図られます。

また、事件事故等の原因究明や犯罪死の見逃
し防止にも万全を期することができます。

続きまして、次のページの資料3-2をごら
んください。

可搬式速度違反自動取締装置整備事業につ
きまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、県警察では交通
事故の抑止に効果のある交通取り締まりを行
うため、交通事故の発生した場所、時間帯、原因
等について分析し、その分析結果等に基づいた
PDCAサイクルによる交通取り締まりを実施
しております。

特に、交通違反のうち、速度違反は交通事
故に直結することから、取り締まりによる速度抑
制の必要性が認められます。しかしながら、取
り締まりスペースの確保の問題等から、取り締
まりのできない空白地帯が存在しております。

そこで、可搬式の速度違反自動取締装置を整
備して、交通実態に即した速度違反取り締まり
を実施することで、走行速度の抑制を図り、重
大交通事故の発生を防止するとともに、交通取
り締まりに従事する警察官の受傷事故防止にも
万全を期すものであります。

事業の概要としましては、取り締まりスペ
ースの関係上、従来速度取り締まりが困難であ
った場所や通学路など、重大交通事故の抑止が
求められる場所等において、交通事故実態に
応じた取り締まりが可能となる可搬式速度違反
自動取締装置を2カ年計画でそれぞれ1台ずつ
備品購入により整備するものであります。

この取締装置の特徴であります。装置本体
部に内蔵されたレーザーを対象車両に照射し、
速度違反を検知した場合には、内蔵カメラによ
り違反車両を撮影し、同写真の画像から違反車

両の登録番号や運転者を特定して、後日、呼び出して告知検挙を行うもので、監視役の警察官1名の配置で速度違反取り締まりが可能となるものであります。

これにより、車両停止場所の確保が困難な高速道路のほか、通学路やゾーン30エリア内などで速度取り締まりを実施して、交通事故の抑止を図ります。

事業の効果としましては、交通実態に即した速度取り締まりを行うことにより、走行速度を抑制し、交通事故の抑止を図ることができます。

続きまして、次のページの資料3-3をごらんください。

取調べの録音・録画装置整備事業につきまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、平成28年6月に公布されました、刑事訴訟法の一部を改正する法律により、裁判員裁判対象事件については、逮捕または勾留されている被疑者を取り調べる場合におきまして、その弁解録取及び取り調べの全過程の録音・録画を行うことが義務づけられ、平成31年6月までに施行されることとなりました。

県警察におきましては、現在、警察本部と県下警察署に合計21台の録音・録画装置を整備していますが、法施行後は、裁判員裁判対象事件被疑者の同時検挙や共犯事件が発生した場合には、取り調べの録音・録画に対応できない事態も想定されるところでございます。そこで、録音・録画装置を増設して、取り調べの録音・録画制度に的確に対応しようというものであります。

事業の概要としましては、録音・録画装置には、取調室の天井にドーム型のカメラを取りつけ、別室に装置本体を設置する設置型と持ち運

びが可能な可搬型の2種類がありまして、現在の県下の設置状況を勘案しまして、必要数を備品購入により整備するものであります。

具体的には、設置型は現在7台ありますが、11台を増設して18台に、可搬型は現在14台ありますが、6台を増設して20台、合計38台に増強整備します。

事業の効果としましては、これら機器の整備により、裁判員裁判制度に的確に対応することができます。

最後に、次のページの資料3-4をごらんください。

交通安全施設整備事業につきまして、御説明いたします。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や、特に交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、総合的な計画のもとに、交通安全施設を整備することにより、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図るものであります。

事業の概要としましては、国庫補助事業と県単独事業の2つに分かれます。

まず、国庫補助事業としましては、2、事業の概要の(4)事業内容のア、ウ及びエになります。

アは、警察本部等に設置されている交通管制センターの整備や信号灯器のLED化を初めとした信号機等の改良整備を行う交通管制及び信号機改良等整備費、ウは、交通渋滞を解消するために、信号機新設や道路標示等の整備を行う円滑化対策事業費、エは、コンクリート製である信号機柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行するコンクリート製信号機柱の鋼管柱化であります。

これらの国庫補助事業は、交通安全施設等整

備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く、事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区間内または交通の円滑を図ることにより、効果的に交通事故を防止することができる場所として指定された地区の中で整備を行う事業であります。

次に、県単独事業としましては、イの信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費がありません。

この事業につきましては、さきに御説明しました、特定の路線や地区を除く県内一円で信号機や標識標示などの整備を行う事業であります。

また、オのその他として、交通安全施設の災害対策強化事業費、信号機等のデザインポール共架整備費を計上しております。

各事業費の内訳としましては、資料のとおりでありまして、総額で11億3,185万9,000円となります。これらの事業によりまして、平成30年度は信号機15基を新設するほか、信号制御機153基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化140本、信号機のLED化50式等の整備を予定しております。

事業の効果としましては、交通事故や交通量等の実態に即した交通安全施設を計画的に整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化を図り、県民の生命の保護と交通環境の向上につながる効果が期待できます。

以上であります。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。

今、御説明があった内容に関しましての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 済みません。聞き漏らしたかもわかりませんが、最後のページの下にある信

号機等のデザインポール共架整備、これはどういうものですかね。

○日高交通規制課長 デザインポール共架事業といたしましては、街灯の焦げ茶色の柱がありますが、これに信号柱にかかっている信号機を一緒に共架しようという事業であります。共架することによって、信号柱を減らすことができるという効果が期待できます。

○渡辺委員長 その他で何かございますでしょうか。

○函師委員 交通安全施設整備事業に関してなんですけれども、今も取り組まれていると思うんですけれども、信号機を設置するかわりに、交差点をロータリー化していくというような事業が進捗しているかと思うんです。その調査内容とか、今後の整備計画というのはどのようになっているのでしょうか。

○日高交通規制課長 今委員御指摘のあった件は、多分、ラウンドアバウトのことだと思います。県内では、今のところ、日向駅前に1件できております。確かに、ラウンドアバウトの交差点をつくと信号が不要になるということで、非常に予算が浮く効果があります。この事業につきましては、現在も推進しておりますが、それ相応の場所が必要ですので、道路管理者と協議、検討しながら、適切な場所があればしたいということで考えております。現在は、1カ所しか県内にはないという状況であります。

○函師委員 推進される方向性はあるんですか。それとも条件を整えたいという前提で、積極的な推進ではないということですか。

○日高交通規制課長 その件につきましては、道路管理者とそれぞれ打ち合わせをしております。当初、いろいろ出てきましたけれども、引き続き警察としましては、ラウンドアバウトに

したほうが、信号の節約にもつながるといことで、働きかけはしている状況ではあります。

○函師委員 何で質問したかといいますと、信号機設置の要望が、本当に毎年、たくさん上がってきておる中で、その整備個数はなかなか予算の関係で進まない。例えば、その信号機設置と、いわゆるロータリー、ラウンドアバウト工法かな、そういうものの費用対効果といいますか、費用がどうかかるのかはちょっとわからないんですが、せめて、その信号機の設置が進まない箇所をロータリー化していくというのと並行して、うまく整備が進むといいとは思っておりますので、今後も協議を進めてください。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。ございませんか。それでは、済みません、私から1点。

一つお伺いしますが、滋賀県警察で19歳の警察官の方の拳銃使用での事件がありました。国民にも大きなショックだったと思います。適正に、一生懸命に業務に当たられている宮崎県警察の皆さんからすると、大変遺憾な出来事だったと思いますが、その件を受けて、例えば、拳銃の適正利用であるとか、もしくはその初任の警察官の方へのフォローとか、警察庁からの何らかの指示であったり、もしくは宮崎県警察独自で取り組んでいるようなことがありましたら、この機会に御説明いただければと思います。

○大塚警務部長 滋賀県におきまして発生しました事案につきましては、現在捜査中でありますことから、県警として個別の見解を述べることは差し控えさせていただきますが、およそ全ての警察業務が県民の理解と協力のもとに成り立っておりまして、本件のような、職務上、貸与された拳銃を使用して同僚警察官を殺害するという重大事件に限らず、県民の信頼を大きく

損なう警察職員による不祥事は極めて遺憾と考えております。

県警としましては、当該事案に限らず発生した不祥事の反省、教訓を踏まえた上で、全部門を挙げて、指導教養を初めとする的確な防止対策を推進するなど、高い意識と規律を持つ組織づくりに取り組んでいるところでございます。

具体的には、業務改善への取り組みや職員の心身の健康管理対策を推進するなど、不祥事を発生させないための職場環境づくりにも配慮しているところでございます。

もう少し踏み込んで御説明をさせていただきますと、本県に限らず全国でもやっていることではありますが、新たに警察官に採用された巡査に対しては、警察学校の中で採用時教養をやっておりますけれども、この中におきましても、メンタル面での対策を実施しておりまして、認定心理士や保健師によるセルフケア中心の研修を、この警察学校の中の教養の中で行うほか、初任科生だけではなくて、20歳代から30歳代のメンタル不調者も見られることから、採用後、5年目、10年目の職員に対して、ヘルスアップセミナーを実施したり、あるいはストレスチェックのためのシステムとして、心の健康支援システムを導入するなど、そういう、心の健康管理に関しても取り組みを進めているところでございます。

○渡辺委員長 総合的な取り組みはいろいろなされているんだろうと思うんですが、今回の事案を受けての何らかの対応はあるのかなのかというところでお伺いします。

○大塚警務部長 現時点におきましては、本件に関しましては、現在捜査中ということもございまして、警察庁から、本件の再発防止に向けた取り組みとして具体的な指示はございません

ので、先ほど申し上げたとおり、以前から実施しております取り組みについて、引き続きしっかりと実施をしてみたいと考えております。

○河野生活安全部長 所轄が生活安全関係の話になりますので、ちょっとつけ加えて説明させていただきますと、この事件の発生を受けて、本部長に相談の上、生活安全部長名で各地域会員に再発防止と適正な拳銃の使用というところで指示を出しております。

加えて、けいゆう制度という制度がうちにはあるんですけども、若手警察官の心情把握を徹底してやるようにという指示をその文書で出しております。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時37分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となりました。

私は、このたび委員長に選任されました、宮崎市選出の渡辺でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

日高副委員長とともに、2年ぶり、同じ顔ぶれで二度目の委員長、副委員長をさせていただくことになりました。ことしも企業局の皆様には、皆さんの業務が適正に進んで、そして県民生活の向上につながっていく重要な役割というふうに思っておりますので、しっかり委員会の中で取り組ませていただきたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

それでは、委員の紹介をいたします。

まず、私の左隣が、宮崎市選出の日高副委員長です。

次に、向かって左側になりますが、都城市選出の徳重委員です。

東諸県郡選出の中野委員です。

宮崎市選出の横田委員です。

反対側になります、延岡市選出の河野委員です。

児湯郡選出の凶師委員です。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の石山主任主事です。

副書記の甲斐主査です。

それでは、よろしく願いいたします。

次に、企業局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○凶師企業局長 企業局の凶師でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども企業局は、地方公営企業として、電気事業を中心に、工業用水道事業、地域振興事業の3つの事業を経営しております。

いずれの事業につきましても、順調に推移をしているところでございます。しかしながら、国の電力システム改革におきまして、発電容量や非化石、つまり火力を使わない電源の価値、そういった電力の新たな価値の取引市場の導入が検討されており、これらに的確に対応していく必要があります。

私ども企業局の目的は、公共の福祉の増進にありますので、将来にわたってこの目的が果たせるよう、引き続き、職員一丸となりまして尽力してまいる所存であります。委員の皆様方には、御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

幹部職員の名簿を載せております。それぞれ御挨拶をさせていただきます。

まず、総括副局長の佐野詔藏でございます。

技術副局長の土屋喜弘でございます。

技監の喜田勝彦でございます。

総務課長の奥浩一でございます。

工務課長の平松信一でございます。

電気課長の森本誠二でございます。

施設管理課長の山下正次でございます。

総合制御課長の上石浩でございます。

経営企画監の新穂浩一でございます。

それでは、資料に基づきまして、所管事業の概要等を説明いたします。

2ページをお開きください。

企業局の組織の概要及び主な事務分掌でございます。

Iの企業局の組織及び職員数でございますが、平成30年度の組織体制につきましては、本庁5課1出先機関で、職員数は私を含めまして118名、体制は図のとおりでございます。

2の企業局の主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

続きまして、事業概要について御説明いたします。

冒頭申し上げましたように、企業局では、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業を実施しております。

まず、企業局の基幹事業であります、1の電

気事業でございます。

(1)の「水力発電事業」につきまして、初めに、①の沿革であります。本県においては、昭和13年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を、県政の重要課題と位置づけまして、河川管理者の委託を受け、これまでに6つの河川総合開発事業を実施しており、これらの事業を通じて、電力の安定供給や下流都市町村の水害防止、かんがい用水確保による農業の振興など、地域の振興、地域の発展に貢献してきたと考えているところであります。

次に、②の事業の規模であります。現在、発電所は14カ所ございまして、その最大出力の合計は15万9,055キロワットで、全国26の公営電気事業者の中で3番目の規模でありまして、発電した電力は全て九州電力へ供給しております。

発電所の一覧につきましては、下の表のとおりでございます。全ての発電所は、企業局庁舎8階の総合制御課で集中監視制御を行っております。

5ページをごらんください。

③に、平成30年度当初予算における年間供給電力量等の見込みを示しております。

年間供給電力量は5億785万5,000キロワットアワーで、これは県内の一般家庭約47万世帯の4割ほどに当たる約17万世帯の年間消費量に相当するものでありまして、電力料金収入は47億5,400万円余としております。

次に、(2)の緑のダム造成事業であります。この事業は安定的な電力の供給に資することを目的として、企業局が発電事業を行うダムの上流域を対象として、未植栽地を広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するものであり、平成18年度から実施をしております。

昨年度までに492.8ヘクタールを取得し、植林面積の累計は212.4ヘクタールとなっております。

次に、(3)の新エネルギーへの取り組みであります。

まず、①の小水力発電につきましては、企業局みずからが建設したものとしたしまして、祝子第二発電所のほか、未利用の水資源を有効活用するため、治水専用のダムであった日南ダム直下に建設し、平成28年10月より運転を開始した酒谷発電所がございます。

その下、市町村等への技術支援についてでございます。

平成26年2月に日之影町と共同で建設し運転開始をした下小原発電所がございますが、3年間の実証実験期間を経て、現在は町へ譲与しておりますが、この実証実験期間中に、小水力発電の建設や運転、維持管理などについて、ノウハウやデータ収集を行っております。

また、同様に、平成26年6月に、西米良村と共同で建設し運転開始をした川の駅百菜屋発電設備があり、これもデータ収集を行った後、現在は村へ譲与しております。

企業局では、これらの収集したノウハウやデータを活用し、市町村等が小水力発電所の建設を検討される際の技術支援を行っているところであります。

そのほか、②の太陽光発電設備につきましては、日向市の工業用水道施設、配水池や新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設など、4カ所に合計190キロワットの設備を設置しているところであります。

6ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水

道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年10月から給水を開始しております。その給水能力は日量12万5,000立方メートルとなっております。現在、旭化成株式会社など、13社に給水を行っているところであります。

なお、工業用水道施設につきましても、発電所と同様に、企業局庁舎から監視制御を行っております。

(2)に企業別の契約水量をお示ししておりますが、13社の契約水量の合計は、日量9万8,180立方メートルとなっております。

(3)の給水料金であります。基本料金は1立方メートル当たり10.4円で、これは全国平均の22.59円と比べて低廉な料金となっております。

7ページをごらんください。

施設の概要を掲載しております。

上のほうの地図であります。左端の耳川から取水し、総延長9.3キロメートルの送水管を使いまして、右側の細島工業団地の近くにある配水池に送水し、ここから各企業に工業用水を供給しております。

また、下の左側の写真は、日向市東郷町にある北部管理事務所の浄水場であり、右側の写真は、日向市亀崎地区にある配水池の写真であります。

8ページをお開きください。

3の地域振興事業であります。

(1)の事業の概要であります。地域振興事業は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設として、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースを整備し、平成2年から営業しており、利用客数は平成29年度までに累計112万人を超えてお

ります。

(2)の施設の管理運営につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、現在は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが指定管理者として管理運営を行っているところであります。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表をお示ししておりますが、ごらんとおり、シニアやジュニアなど、年齢によって料金を設定しております。

その下には、施設の概要を掲載しております。

ゴルフコースはパブリックの18ホールとなっております。

9ページをごらんください。

施設の位置図といたしまして、3事業の主な施設を県の地図に落とし込んでおります。電気事業に関するものを青色の文字で表示しておりますが、県の北部を流れます祝子川に4カ所、県の中央部を流れます小丸川に2カ所、三財川に2カ所、綾北川に3カ所、県の西部を流れます岩瀬川に2カ所、これに県南部の酒谷発電所を加えまして、合計14カ所の発電所がございます。

また、工業用水道事業に関するものを、緑色の文字で表示しておりますが、日向市東郷町に北部管理事務所、工業用水道浄水場がございます。

また、地域振興事業に関するものを赤色の文字で表示しておりますが、新富町に、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設としてのゴルフ場がございます。

次に、10ページをお開きください。

Ⅲの平成30年度宮崎県公営企業会計当初予算であります。

1の予算のポイントにつきまして、大きく3

点掲げてございます。

まず1点目は、(1)の電力システム改革への的確な対応であります。

これは、引き続き、安定的な経営を維持するため、機能向上を伴う施設改良を行うなど、電力システム改革に的確に対応するものであります。

2点目は、(2)の老朽化した施設、設備の計画的な更新、改修であります。

これは、電力や工業用水の安定的な供給を図るため、老朽化した施設、設備の計画的な更新、改修を行うものであります。

3点目は、(3)の地域貢献に資する取り組みの推進であります。

これは、電気事業における収益を県民、地域に還元するため、一般会計への繰り出しなど、地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

なお、主な事業につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に、11ページをごらんください。

2の平成30年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要であります。

(1)の電気事業であります。

業務の予定量といたしましては、年間供給電力量5億785万5,000キロワットアワーを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、黒い太枠で囲んでいるところでありますが、8,690万3,000円としております。

(2)の工業用水道事業であります。

業務の予定量といたしましては、給水事業所数13社、年間総給水量3,581万7,450立方メートルを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は1,853万2,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。

業務の予定量といたしましては、年間施設利用者数3万3,500人を予定しておりまして、事業収益から事業費を引いた収支残は122万1,000円としております。

資料の12ページから20ページにつきましては、事業会計別の予算の内容等ではありますが、説明は省略させていただきます。

資料の21ページをごらんください。

3の主な新規・重点事業であります。

まず、渡川発電所大規模改良事業であります。

(1)の事業の目的ですが、運用開始から60年以上が経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が見られるため、最新機器の導入等を行うものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億8,444万円とし、事業期間は、平成27年度から33年度までを予定しており、30年度につきましては、29年度に引き続き、取りつけ道路工事と水車発電機一括更新工事を進めるものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入により、発電所の総合的な運転信頼性が向上し、発生電力量が増加するとともに、固定価格買い取り制度の活用による収入の増加も見込まれるものであります。

22ページをお開きください。

新規事業「工業用水道施設高速凝集沈殿池設備更新工事」であります。

(1)の事業の目的ですが、この設備は、工業用水道施設において、水の濁りを取り除くための設備であり、運用開始から50年以上が経過し、老朽化が見られるため、更新を行うものであります。

(2)の事業概要ですが、予算額は1億8,698万1,000円とし、事業期間は平成30年度から32年

度で、4基の設備を順次更新していく予定としております。

(3)の事業効果ですが、設備更新により、運用面で信頼性が向上するとともに、工業用水の安定供給が図られ、県北地区の産業振興に資するものであります。

23ページをごらんください。

新規事業「企業局地域防災力向上支援事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、地域貢献の一環として、企業局の水力発電所が立地する市町に対して、防災用品を提供することにより、当該市町の防災力向上を支援するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は450万円とし、平成30年度と31年度の2カ年間で、対象の6市4町が必要とする防災用品を、それぞれ80万円を上限に提供することとしております。

(3)の事業効果ですが、発電所立地市町の防災力の向上が図られるとともに、地域貢献を通じた企業局のPR、知名度の向上等につながるものと考えております。

24ページをお開きください。

改善事業、企業局課題研究連携推進事業であります。

(1)の事業の目的ですが、県の試験研究機関と連携し、企業局に関連する課題の研究・調査を実施することにより、安定的な事業運営に資するとともに、研究成果の実用化による地域貢献及び県内産業の振興を図るものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は300万円、平成30年度から34年度までの5年間で、再生可能エネルギーの利活用などのテーマに即した研究に対して、資金助成をするものであります。

(3)の事業効果ですが、企業局に関連する課題の解決や研究成果の実用化による地域貢献

及び県内産業の振興が図られるとともに、企業局のPR、知名度の向上等につながるものと考えております。

25ページをごらんください。

その他主要事業といたしまして、地域貢献の取り組みを推進するため、地域振興積立金を活用し、県営電気事業みやざき創生基金の原資として一般会計に繰り出す(1)の企業局地域貢献事業10億円や、前回の精密点検から10年が経過するため、水車発電機等の精密点検を行うことにより電力の安定供給を図る(2)の三財発電所水車発電機精密点検工事1億1,848万3,000円など、8つの事業を実施することとしております。

また、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、企業局地域貢献事業の一般会計繰出金10億円のほか、多目的ダム管理費用等により、支出予定額の合計は24億7,624万7,000円としております。

説明は以上であります。私ども企業局といたしましては、経営の効率化と経費の節減に努め、引き続き、健全経営を維持しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 1件、11ページ。この工業用水道事業で、事業収益を対前年度で過小で見込んでいる理由は何ですか。

○新穂経営企画監 事業収益に関しましては、前年8月に各企業にアンケートをとりまして、その次の年にどれだけ使用するかを調査しております。その調査に基づく収入でありまして、若干、使用する水が減ることによりまし

て、収益が減っております。

○中野委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほか、いかがでしょうか。

○徳重委員 工業用水はもうずっと前から県北を中心にされているわけですが、今、企業誘致等々、県内各市町村頑張っておられるわけでありませぬ。

県西、県南、そういった地域の方の工業用水の要望はないものか。要望はあるかないかだけで結構でございます。

○新穂経営企画監 現在、各市町村が工業用水は確保することにしておりまして、ここだけ県がやっているというところでありませぬ。現在は、やってほしいというようなことは聞いておりませぬ。

○徳重委員 工業用水をやっている市町村があるんですか。

○新穂経営企画監 例えば、高岡ですと宮崎市がやっておりますし、医大の近くの工業団地も宮崎市がやっております。

○徳重委員 はい、わかりました。

○渡辺委員長 ほか、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時6分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となりました。

私は、このたび委員長に選任をされました、宮崎市選出の渡辺でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

実は、副委員長と同じ組み合わせで、2年ぶり、二度目の文教の委員長、副委員長ということになりました。その際も大変お世話になりましたが、県民の関心も大変高く、注目も高い教育委員会の行政だと思いますので、1年間、円滑に議会運営ができるよう取り組んでまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、委員を紹介します。

私の左隣が、宮崎市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側になりますが、都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員です。

反対側になります、延岡市選出の河野委員です。

児湯郡選出の函師委員です。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の石山主任主事です。

副書記の甲斐主査です。

それでは、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○四本教育長 教育長の四本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、かねてから本県教育の振興のため、御指導、御支援を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

平成30年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。委員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

次に、お礼を申し上げます。

新県立妻高等学校開校式・入学式では、蓬原議長を初め、前文教警察企業常任委員長及び地

元議員に、明星視覚支援学校幼稚部開設式・入学式では、前文教警察企業常任委員長及び地元議員の御隣席をいただきました。

両校の開校・開設に至るまで、県議会の皆様方には、多大な御支援と御協力を賜りました。この場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、この後は、座って説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料を1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

まず、本日、出席しております教育委員会事務局の幹部職員の紹介をさせていただきます。

副教育長の武田宗仁です。

教育次長（教育政策担当）の吉田郷志です。

教育次長（教育振興担当）の金子文雄です。

教育政策課長の中嶋亮です。

財務福利課長の柚木崎誠一郎です。

財務福利課育英資金室長の重盛俊郎です。

高校教育課長の川越淳一です。

義務教育課長の黒木貴です。

特別支援教育課長の酒井裕市です。

教職員課長の黒木健一です。

生涯学習課長の後藤克文です。

スポーツ振興課長の萩尾英司です。

高校総体推進課長の米丸麻貴生です。

文化財課長の谷口武範です。

人権同和教育課長の鎌田剛史です。

2ページ目になりますが、県立図書館長の金子洋士です。

県立美術館副館長の加塩美昭です。

県総合博物館長の黒木義博です。

なお、このほかの幹部職員等につきましては、資料1ページ及び2ページの名簿の記載をもって紹介にかえさせていただきますので、よろし

くお願いをいたします。

次に、3ページをお開きください。

現在の5名の教育委員はごらんのとおりでございます。

続きまして、4ページ、第二次宮崎県教育振興基本計画であります。

本計画は、平成27年9月に県議会で議決いただいたものであります。

一番上の四角囲みにありますように、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を計画のスローガンとして掲げるとともに、その下の四角囲みにありますように、目指す県民像を3つ設定しております。

また、ページの下の方に、5つの四角囲みに示しておりますとおり、5つの施策目標を掲げ、スローガンと目指す県民像の実現に向けて、今年度もしっかりと取り組んでまいります。

次に、5ページをごらんください。

教育委員会の平成30年度当初予算でございますが、表の下から5段目の太線で囲んであります、合計の欄をごらんください。

一般会計の合計は1,094億4,858万3,000円であります。

また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。

特別会計の合計は、12億8,447万6,000円あります。総額は、一番下の欄に記載しておりますように、総計で1,107億3,305万9,000円あります。

この2つ右の欄になりますが、これは平成29年度当初予算額に対しまして、8億5,382万9,000円の増、率にしまして対前年比100.8%となっております。

続きまして、6ページをごらんください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示しして

おります。

2月の常任委員会でも御報告しておりますが、今年度、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しの観点から組織改正を実施しております。

主な改正点といたしましては、副教育長の新設、学校政策課を再編し、高校教育課と義務教育課を設置、それに伴い、一部業務を人権同和教育課に移管しております。

また、財務福利課育英資金室や高校総体推進課などの設置をしております。

また、7ページから17ページまで、各課の組織及び事務を記載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

資料を縦にしてごらんをいただきたいと思いますが、先ほど御説明しました、第二次宮崎県教育振興基本計画の施策の体系に沿いまして、平成30年度の教育委員会の主な事業をお示しております。

私からの説明は以上でございますが、引き続き各担当課長、室長から、20ページ以降に示しております主要事業につきまして、さらに、その他の報告事項として、宮崎県生涯読書活動推進計画の素案について説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○川越高校教育課長 高校教育課でございます。

それでは、主要事業について御説明します。

常任委員会資料の20ページをお開きください。

改善事業、宮崎の教育グローバル化推進事業でございます。

事業の目的・背景につきましては、急速な社会のグローバル化や競争の激化に対応しながら、本県の課題解決と希望と活力ある未来づくりを目指す、グローバルとローカルの視点を持った

リーダーを育成するために、高校生のグローバル意識を充実させる取り組みを行うものであります。

事業の概要であります。予算額、財源及び事業期間はごらんとおりです。

事業内容であります。留学支援担当者の研修会の実施については、各学校において、生徒からの相談対応を充実させ、グローバル意識を高めるために、指導方法の研修を実施します。

「ワールドキャンプ in hinata」の実施では、県立高校生を対象に、ALTらと英語を使った活動を行い、留学への興味・意欲を持たせるようにします。

アジアのひなたへ！グローバルリーダー育成プログラムの実施では、本県と海外の高校生の相互交流を行い、学校訪問やホームステイ等を行うプログラムを実施します。

短期派遣費用の補助では、国の補助金を活用して、海外派遣プログラムに参加する生徒に、1人当たり6万円を補助するものとします。

事業効果であります。学校や教員の留学に対する理解が深まるとともに、生徒たちが海外の人々と接すること等を通して、グローバル社会でともに生きていこうとする意識を高めることができます。

続きまして、次のページであります。「県立高校と県内企業のネットワーク強化事業」でございます。

事業の目的・背景であります。本県高校生の県内就職率を上げ、若い世代を地元に残すことが急務の課題であります。

そこで、本事業は、県立高校生等が県内企業の魅力を理解し、将来、宮崎で働くイメージを持つことができるよう、商工観光労働部と一体となって、高校と県内企業の連携を強化するも

のであります。

事業の概要であります。予算額、財源及び事業期間はごらんとおりです。

事業内容であります。生徒、保護者、教職員に県内企業の魅力を伝える取り組みでは、これまで職業系高校の就職を希望する生徒と保護者を対象に行っておりました企業見学会について、新たに進学を希望する生徒についても実施することとしております。

次に、県内就職の状況や課題を共有する取り組みであります。就職支援エリアコーディネーターが中心となって、高校と産業関係団体等との情報共有の場であるエリアネットワーク会議を県内7地区で開催し、連携を強化してまいります。

最後に、「宮崎で働く」を意識する取り組みの推進であります。生徒の進路や専門性を生かすことができるインターンシップ等を実施してまいります。

事業効果であります。各地域で企業見学会や企業理解に向けた取り組みを実施することにより、県内就職率の向上が期待でき、進学する生徒も宮崎で働くイメージを持つことができるものであります。

以上であります。

○黒木義務教育課長 義務教育課でございます。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

改善事業、子どもの学びを支える学力向上推進事業であります。

事業の目的・背景につきましては、県と市町村が一体となって、児童生徒の学力向上をより一層推進するとともに、新学習指導要領の全面実施に向けた支援指導體制の整備を図ることを目的として、これまでの学力向上の事業の改善を図ったものであります。

事業の概要であります。予算額、財源及び事業期間はごらんのとおりでございます。

事業内容であります。本事業は3つのプロジェクトで構成しております。

①の実態把握と分析・活用に向けたプロジェクトでは、小4から中3までの6年間にわたる学力の経年変化を見ることができるよう、県独自の学力調査を実施し、この集計結果をもとに、本県児童生徒の学力の分析や教科指導力の強化を行います。

②の学校支援の充実に向けたプロジェクトでは、県と市町村が一体となり、学力向上を図るための協議会などを開催するとともに、県と市町村教育委員会でチームを編成し、学校へ年間を通して複数回訪問し、教員の指導力の向上を図ります。

③の事業改善に向けたプロジェクトでは、本県の課題である活用する力の育成並びに新学習指導要領に対応する取り組みを検討するため、現場の教諭に加え、大学等と連携したチームを設置し、この検討内容をもとに、研修会や説明会を開催します。

事業効果であります。この3つのプロジェクトを着実に推進することで、本県の子供たちの学力向上及び新学習指導要領への円滑な移行が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

○酒井特別支援教育課長 23ページをお開きください。

新規事業「高等学校における「通級による指導」体制構築事業」であります。

この事業の目的でありますけれども、平成30年4月から、高等学校における通級による指導が制度化されることから、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた指導

及び支援を充実させるため、拠点となる高等学校における通級による指導体制の構築を図るものであります。

予算額、財源、事業期間はごらんのとおりです。

次に、事業内容ですが、①の「通級による指導」を生かす校内体制の構築では、学科や学級全体の生徒を対象とする指導から、個々の特性や教育的ニーズに応じた指導へつなぐ校内体制の構築のための研究会の開催や外部専門家等を活用した取り組みを行います。

②の「通級による指導」の導入に関する研究では、指導者研究協議会の開催や担当者の指導力向上研修の実施、特別支援学校との連携強化を図ります。

③の啓発に関する取り組みでは、拠点となる高等学校の担当者による通級担当者会の開催、高等学校の管理職等を対象とした研修会の開催、「通級による指導の手引」の作成を行います。

最後に、事業効果としましては、担当教員の指導力の向上を図りながら、生徒の多様な学びに対応した校内体制の構築を図ることができるものと考えております。

なお、今年度から通級による指導の開始に向けた準備を行う高等学校といたしまして、宮崎東、日南振徳、高城、飯野、高鍋農業、延岡、日向工業、高千穂高等学校の8校としております。

以上でございます。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課でございます。

資料の24ページをごらんください。

新規事業「「本で世代をつなぐ」読書活動推進事業」であります。

現在、「日本一の読書県」を目指してさまざまな取り組みを行っているところでありますが、

より充実した取り組みとなるよう、新たな事業を県立図書館が実施するものであります。

事業の目的・背景につきましては、読書離れの傾向が見られる中高生を中心に、本の魅力に触れる機会等を提供することで、世代をつなぐ読書活動を促進し、読書振興と日本一の読書県に資するものであります。

予算額、財源、事業期間はごらんとおります。

事業内容につきましては、主な事業の①中高校生に向けての読書活動推進としまして、アでは、中高生を対象に、とても役に立った、心の糧となった、将来について考えるきっかけとなったおすすめ本の作文を募集します。

イでは、大人を対象に、中高校生のころの自分に読ませたい本との出会いや体験談等をつづった作文を募集します。

ウでは、上記ア、イの応募作品の中から優秀作品を表彰するとともに、受賞者によるトークセッションを開催します。

また、受賞作品やトークセッションの内容を取りまとめた記録集を作成し、市町村立図書館や学校図書館に配布いたします。

事業効果としましては、中高校生に新たな本との出会いの機会を設けることにより、中高校生が読書に親しむきっかけをつくることができると考えております。

説明は以上でございます。

○萩尾スポーツ振興課長 25ページをごらんください。

改善事業、みやぎの次代を担う少年競技力育成事業であります。

1の事業目的・背景は、高校生スポーツの競技力向上に向けた取り組みを重点的に支援するとともに、小中学生の段階に応じた競技力の育

成を図ることを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は4,167万円で、財源はみやぎ人財づくり基金と宮崎県スポーツ推進基金、事業期間は平成30年度から32年度までとしております。

(4)事業内容につきましては、まず、①高等学校選手育成事業及び③の中学校選手育成事業におきまして、県内トップの力を有する部活動を指定校として指定し、遠征に要する経費を支援するとともに、高体連・中体連が主催する大会への支援などを通じ、競技力向上を図ってまいります。

②の全国高校総体南部九州大会地元開催特別支援事業は、平成31年度全国高校総体南部九州大会において、本県開催競技の本県代表校が活躍し、大会を盛り上げてもらうために、遠征等に要する経費を支援するものであります。

④小学校体育活動推進事業は、運動好きの小中学生をふやすため、指定校による体育活動の実践研究を行うものであります。

3、事業効果につきましては、まず、小中高等学校における計画的かつ継続的な選手育成により、国民体育大会における活躍が期待できること、次に、全国高校総体南部九州大会で、地元開催競技出場校の活躍が期待できること、そして運動好きの小中学生が増加し、底辺が広がることにより、中高等学校の競技力育成につながると考えております。

続きまして、26ページをお開きください。

改善事業、国体選手強化事業であります。

1の事業の目的・背景は、国民体育大会における天皇杯順位、30位台以上を安定的に確保するため、中高校生から大学、社会人の競技力を系統的かつ競技別に強化することを目的としております。

2の事業概要であります。予算額は2,906万2,000円で、財源は宮崎県スポーツ推進基金、平成30年度から平成32年度までを事業期間としております。

(4)事業内容ですが、①の中学校選手強化事業は、トップレベルの中学生選手たちによる合同練習会等の開催や選抜チームの遠征に要する経費等を、中学校体育連盟を通じて支援するものであります。

②の高等学校選手強化事業は、トップレベルの高校生選手や中高校生で構成する選抜チームによる合同練習会などの開催経費等を、高等学校体育連盟を通じて支援するとともに、競技力向上のため、県外の強豪校を招聘し、交流試合を実施するものであります。

③の大学・社会人スポーツ支援事業は、競技団体が実施する選手強化のための遠征や合宿等に必要な経費を、④のトップチーム活用事業は、県外のトップチームを招聘して実施する合同練習会等の開催に必要な経費を、いずれも県体育協会を通じ、支援するものであります。

3の事業効果であります。中体連、高体連、県体育協会が緊密に連携し、中学生から社会人を一貫強化することによって、天皇杯順位30位台以上の安定確保につなげることができると考えております。

説明は以上でございます。

○谷口文化財課長 文化財課でございます。

27ページをお願いいたします。

改善事業、神楽のユネスコ無形文化遺産！県民応援事業であります。

初めに、事業の目的・背景であります。本事業は、神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目指し、調査・研究の継続や県外の国指定神楽保存団体との連携・強化を進めるとともに、神

楽の公演や県民講座を開催し、県民が神楽を応援するための機運の醸成を図っていきたくと考えております。

また、県内の民俗芸能の保存・継承のため、体験事業や継承者の育成・支援を行うものです。

次に、事業の概要ですが、予算額、財源及び事業期間はごらんとおりであります。

(4)の事業内容ですが、①のみやぎきの神楽魅力発信事業では、神楽魅力発信委員会による調査・研究や県外の神楽保存団体との連携強化を図るとともに、神楽を応援する人材を育成するため、総合博物館の民家園を活用した神楽の公演や講座を開催いたします。

また、県内の神楽の映像を順次、ホームページに公開してまいります。

②の文化財伝承活動支援事業におきましては、民俗芸能保存団体等への支援のほか、文化財愛護少年団の交流活動等を実施いたします。

事業効果といたしましては、調査・研究により、登録に向けた基礎資料の充実が図られるとともに、県内の神楽保存団体と連携して、国内外に神楽の魅力をアピールすることで、登録に向けた取り組みの一層の強化が図られるものと考えております。

さらに、神楽についての学びや体験を通して、県民が郷土の民俗文化に対する理解を深め、ふるさと宮崎への誇りや愛着を育むことにより、神楽の保存・継承とともに、本県で開催される国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成が図られるものと考えております。

文化財課の説明は以上であります。

○鎌田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の28ページをお開きください。

改善事業、みやぎきの子どもを守るネットト

ラブル対策事業でございます。

事業の目的・背景であります。いわゆるSNSの利用が急激にふえる中、インターネット上で発生するトラブルも年々増加しておりますことから、子供たちの情報モラルを充実させるとともに、インターネット上の諸問題に対して、外部専門家の活用を図りながら、問題解決を図ることを目的とするものであります。

事業の概要であります。予算額、財源及び事業期間はごらんとおりです。

事業内容であります。①のネットパトロールの実施では、SNS等に悪意ある書き込みがないか、調査・監視を行い、有害情報について関係学校に情報提供を行います。

次に、②のITアドバイザーの配置・派遣であります。県立学校等で開催する情報モラルに関する研修会に、外部専門家を講師として年間15回程度派遣いたします。

③のネットトラブル対応に係るホームページの改修であります。現在の県のホームページをスマートフォンからも見やすくしたり、ホームページ内の目安箱にSNS上のいじめに関する情報を画像として投稿できる機能を追加したりして、利便性の向上を図ります。

最後に、④の啓発用リーフレットの作成・配布であります。ネットトラブルに関する課題や対応をまとめたものを県内の全公立学校等に配布します。

事業効果であります。ネットパトロールや目安箱で収集した情報やITアドバイザーの専門的知識を活用し、ネットトラブルの未然防止、早期対応につなげることができます。また、ホームページの改修により、児童生徒の情報モラルやネットリテラシーの向上に役立てることが期待できます。

続きまして、29ページをごらんください。

新規事業「かけがえのない「いのち」を大切に
にする教育推進事業」であります。

事業の目的・背景であります。近年、児童生徒がいじめやさまざまな悩みにより、みずから命を絶つ、痛ましい状況がありますことから、各学校と関係機関との連携をさらに深め、全県的に展開することで、自分や他者のかけがえのない「いのち」を大切にする子供を育成することを目的とするものであります。

事業の概要であります。予算額、財源及び事業期間はごらんとおりです。

事業内容であります。まず、①いのちを大切に
にする学びとして、事例集を作成したり、研修会や講演会を実施するなど、いのちの教育についての情報発信を行います。

次に、②いのちを大切に
にする行動として、仲間同士で支え合う、ピア・サポート活動に取り組む推進校を7校指定するとともに、指導者の養成を行います。

そして、③いのちを大切に
にする相談として、電話相談体制の強化を図ったり、多様な組織との連携を行ったりして、相談体制の充実を図ります。

最後に、事業効果であります。いのちが大切であるという意識が高まることで、自他の生命や人権を尊重し合う態度の育成が図られ、子供たちの人権感覚が向上し、いじめや不登校等の防止に役立つと考えられます。

さらに、SOSをしっかりと受けとめ、適切につなぐ相談体制の整備を図ることができると考えます。

以上でございます。

○後藤生涯学習課長 その他報告事項でございます。

資料の30ページをお開きください。

宮崎県生涯読書活動推進計画の素案についてであります。

これまで、本県の読書活動推進に関しましては、宮崎県子ども読書活動推進計画をもとに、子供の読書活動の推進を中心に取り組んできたところですが、このたび、子供から大人まで「生涯にわたって 読書に親しむ みやざき県民」を目指し、宮崎県生涯読書活動推進計画の素案を取りまとめましたので報告いたします。

まず、1の計画策定の趣旨であります。

県では現在、日本一の読書県を目指して、読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めてきておりますが、今後、日本一の読書県づくりに向けた基本的な考え方や方向性をより明確にした総合的な施策を県民総ぐるみで推進するために、県内の有識者で構成する宮崎県生涯読書活動推進委員会での議論等に基づいて、本計画を策定するものであります。

2の計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、必要に応じて見直すこととしております。

次に、3の計画の概要であります。

(1)の基本的な考え方としまして、次の4点に整理をしております。

1点目は、県民が本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識、人とのつながりが広がることを支援すること、2点目は、ライフステージに応じた、きめ細かな施策を講じること、3点目は、家庭、学校等、地域・職場、県・市町村がそれぞれ役割を分担し、連携協働して目指す姿を実現していくこと、4点目は、日本一の読書県を目指して、県民総ぐるみの生涯読書活動を継続的に推進することです。

この考え方に基づいて、4つの施策の柱を定めております。

31ページをごらんください。

(2)の施策の柱と主な取り組み等です。

1つ目の柱の、家庭における読書活動の推進では、アの「家庭で読書」の提唱と普及として、それぞれの家庭でできる方法で読書を楽しむ家庭で読書の普及や家庭で読書を勧めるリーフレット等の配布やお勧めの本を紹介します。

また、イの乳幼児の読書活動の推進として、乳幼児の保護者を対象とした子育て相談おはなし会や乳幼児を対象としたおはなし会を開催します。

2つ目の柱、学校等における読書活動の推進では、アの学校や地域の特色を生かした読書活動の推進として、特色あるすぐれた取り組みを行っている学校等の情報提供による教職員の意識の高揚や指導力の向上、また、先進的な取り組みの県内への普及を推進します。

また、イのPTA活動と連携した読書活動の推進として、PTA広報誌における読書活動の紹介や家庭教育学級等における読書に関する研修会の実施など、PTA活動と連携した取り組みを推奨します。

3つ目の柱、地域・職場における読書活動の推進では、アの本と人をつなぐ「人づくり」と「場づくり」として、いつでもどこでも誰でも読書ができるよう、店舗、病院等の身近な場所に、本を手にとることができる場をつくる機運の醸成や普及に努めます。

イの職場における読書活動の推進として、就労世代の読書活動を推進するため、県内企業と連携した経営者お勧めの本の紹介や職場内に本棚を設置する取り組みの呼びかけを行います。

4つ目の柱、県民総ぐるみによる推進体制の充実では、アの県と市町村との連携・協力による推進体制として、生涯読書活動を県全体で推進するための市町村との連携・協力や普及・啓発に取り組みます。

また、管理指標を設けて、各取り組みの進捗状況の点検・評価を行うこととしております。

次に、4の今後の予定としまして、5月にパブリックコメントを実施し、7月に常任委員会での成案報告を行い、8月に公表することとしております。

なお、素案の詳細につきましては、別冊をお配りしておりますので、そちらで御確認をいただけたらと思います。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑がございましたら、お願いいたします。

○中野委員 この第二次宮崎県教育振興基本計画を改定するときは議会の議決になっていきますよね。これ、27年度に改定したわけですよね。

○中嶋教育政策課長 振興基本計画につきましては、県のほうがアクションプランの見直しを今度行いますので、それに合わせるような形で、今年度、見直し作業を開始しまして、来年度の途中に改定を予定しているところでございます。

○中野委員 そのときは議会の議決が要るわけ。

○中嶋教育政策課長 議会に報告、承認いただく予定でおります。

○中野委員 はい、わかりました。

○渡辺委員長 その他ありませんか。

○中野委員 ちょっと資料要求、みんながいらなかったら、私だけ。高校ごとの県内県外の就職者。都城商業、農業高校、本庄高校の卒業生は大体宮崎に8割ぐらい勤めている。だから、学校によってかなり高いのかな。この予算に商

工も入れると大体四、五千万の予算になるわけ。そういうことを含めて、学校ごとの県内県外への就職率。次の議会前でいいです。

○渡辺委員長 今、高校の、学校別の県内県外の就職率のデータをとということでしたが、それは県立高校だけでよろしいですか。

○中野委員 私立はとれるの。

○渡辺委員長 これはわかりません。対応可能でしょうか。

○川越高校教育課長 高校のほうでは、校種別及び産業別の就職率のデータを把握しているところですが、公表はしていないところでありませぬ。これにつきましては、また検討いたしまして御報告したいと考えております。

○中野委員 いや、公表するしない、そこら辺が問題。そんなこと出さずで、こんな予算なんかつけられるはずがない。ぜひ、それはとってください。都城の商業、農業高校は、ちゃんと出ていた。

○川越高校教育課長 委員御指摘のように、学校別のデータにつきまして、学校が公表している事例がありますが、一覧表の形で公表いたしますと、中学校の保護者や生徒等が誤解する危険がありますので、現在、委員会としては一覧表の形で提出することはしておりませぬ。

○渡辺委員長 それでは、委員会として、今、中野委員から要求があったものについては、基本的に6月議会の定例会の審議に活用できるように提出を求めたいと思いますので、その上で、配慮すべき課題がある場合には、担当課から正副委員長に御相談をいただきたいと思っております。中野委員、その対応でよろしいですか。

○中野委員 はい。

○渡辺委員長 では、お願いいたします。

ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時48分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もありますので、主な項目についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また必要がある場合には、適宜委員会を開催するという内容です。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材についてです。

取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め、原則公開となります。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるということであります。

4点目です。調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものです。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、お目通しをいただきたいと思います。皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に、今年度の委員会調査など、活動計画案についてですが、お手元に配付の資料のとおりです。活動計画にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を8月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、平成30年度文教警察企業常任委員会県内調査調査先候補の概要、常任委員会視察の実施状況（県内県外）を配付しております。

調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

まず、県内調査の日程、調査先につきまして、正副委員長に御一任をいただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かございますでしょうか。

○**凶師委員** 前年度のこの委員会活動の中に盛り込んでいただいたんですが、ぜひ、教育委員の方々との意見交換を。これは別に調査項目じゃなくても、常任委員会のと時の一部に織り込んでいただければと思いますので、できれば、早目がいいかと思っております。

○**渡辺委員長** 皆さん、大体その方向性に、特に御異論なければ、閉会中審査等々のときを中

心にセットできるような形で、執行部に相談してみたいと思います。

○**凶師委員** お願いします。

○**中野委員** 前回あったときに、話が、自分の周りの教育論しかないんだよ。やっぱり県の教育委員だったら、宮崎県としての教育をどうか、そこ辺の話をしないと。何か自分がやっつことの説明でね。どうせやるなら、そこ辺をよろしくお願いします。

○**渡辺委員長** わかりました。その辺を意識した形ということですね。了解いたしました。

それでは、今、御発言ありました内容を、教育委員会と相談をさせていただいて、できるだけ、かつ年度早目の時期に実現できるような形で努力してまいりたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** よろしければ、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午前11時56分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創